

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 オーネックス  
代表者名 代表取締役社長 大 屋 和 雄  
( J A S D A Q ・ コード 5987 )  
問合せ先 常務取締役管理本部長 鶴 田 猛 士  
( 電話 046-285-3664 )

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法に基づき、内部統制システム構築の基本方針に関し、一部改訂することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。(改訂箇所は、下線で示しております。)

記

### 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、オーネックスグループ企業行動憲章を制定し法令遵守を周知徹底する。
  - (2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - (3) 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及びコンプライアンスリスク管理責任者に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
  - (4) 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があることを認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
  - (5) 執行部門から独立した部署が内部監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規定に基づき保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制  
当社は、当社の業務執行に係るリスクについてリスク管理規定を定め、リスク管理規定に基づき管理体制を整備するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、専務取締役、常務取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定に従うこととする。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動方針として、オーネックスグループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規定を整備するものとする。
- (2) 経営管理については、関係会社管理規定に従い、当社への決済・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役会は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (3) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンスリスク管理責任者に報告するものとする。コンプライアンスリスク管理責任者は、直ちに監査役に報告を行うとともに意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて補助業務をする者を配置する。

7. 上記使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務の補助を担当する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
- (2) 前項の使用人は、監査役から指示を受けた業務を執行する。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、当社グループに重大な損失を及ぼす恐れのある事項等を適時、適切な方法により監査役へ報告するものとする。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

(3) 監査役は、取締役会の他、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

9. 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利な取扱いを受けないものとする。

10. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。

(2) 代表取締役は、取締役及び使用人の監査役監査の重要性に関する認識及び理解を深め、監査役監査が実効的に行われるよう環境整備に努める。

以上